

尾道市立大学学生食堂企業広告付き配膳トレイ設置業務仕様書

1 事業の目的

本事業は、尾道市立大学学生食堂において、本学学生における尾道市近郊で活躍している企業等の認知度向上を目指し、企業広告付き配膳トレイ（以下「企業広告トレイ」という。）を設置することを目的とする。

2 事業期間

契約締結の日を始期とし、企業広告トレイを設置した日の翌日から5年経過した日を終期とする。設置する日は、尾道市立大学と協議の上決定する。

3 設置する企業広告の仕様

(1) 設置場所及び構成

尾道市立大学学生食堂（尾道市久山田町1364番）において、下表の内容のとおり企業広告トレイを設置すること。設置する企業広告トレイの枚数については、下表内の枚数以上を提案すること。

トレイの種類	設置場所
単品用トレイ（270mm×350mm程度）	尾道市立大学学生食堂 200枚
定食用トレイ（305mm×400mm程度）	300枚

(2) トレイの仕様

ア 広告を掲載する単品用トレイ及び定食用トレイは受託者で用意し、企業広告を掲載した状態で尾道市立大学食堂へ納入する。

イ トレイの素材は業務用食洗器による洗浄に耐え得るものとし、繰り返し利用可能なものとする。

ウ トレイのサイズは単品用トレイが270mm×350mm程度、定食用トレイが305mm×400mm程度とし、尾道市立大学食堂に設置した食洗器に収まるサイズを上限とする。

(3) 広告の仕様

ア トレイに掲載する企業広告は、受託者において内容およびサイズ、レイアウト、掲載方法を決定し、事前に尾道市立大学に許可を得ること。

イ 広告の素材は業務用食洗器による洗浄に耐え得るものとし、広告掲載前の状況に復元できるものとする。

4 広報広告設置に係る広告料等

広報広告によって広告等を設置する対価は有料とし、受託者は、広告料を尾道市立大学に支払うものとする。

5 広告の審査、設置条件等

- (1) 設置することができる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。
 - ア 本事業の公共性又はその品位を損なうおそれのあるもの
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
 - ウ 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - エ 公序良俗に反するもの
 - オ その他掲載広告として適当でないと認められるもの
- (2) 広告を掲載する広告主及びその広告の内容について、事前に尾道市立大学へ報告すること。
- (3) 掲載する広告の募集に当たり、受託者自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、尾道市立大学が広告の募集者であるかのような誤解を与えることがないように十分配慮すること。

6 緊急時の対応

- (1) 何らかの理由により広告の掲載を中止する必要があるときは、速やかに広告掲載前の状態に復元できるよう、対応を実施すること。
- (2) 広告掲載前の状況に復元するための費用は、受託者が負担するものとする。
- (3) 受託者は、緊急時の対応体制を構築し、体制の変動があったときには、速やかに体制図及び緊急連絡先等の必要な情報を尾道市立大学に提出すること。

7 その他

(1) 本事業に係る費用負担

広告の設置、修理、撤去等に係る費用及び導入後の運用に係る一切の消耗品は、受託者が負担するものとする。機器等の移設、増設に係る費用は、尾道市立大学と受託者が協議の上決定するものとする。

(2) 管理責任者の配置

広告設置に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり、業務管理を行うこと。

(3) 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(4) 損害賠償

受託者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

(5) 設置の中止

市は受託者が本仕様書の規定に違反していると認めたときは、広告の設置を

中止するものとする。

(6) 疑義

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて尾道市立大学と受託者が協議して定める。また、協議後は記録簿を作成し、相互に確認すること。